



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年12月24日 金曜日 第270号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 表示を要する普通肥料及び表示事項の廃止……………（農産園芸課）…1369
- 保安林予定森林にする旨の通知……………（森林整備課）…1369
- 保安林の指定の解除……………（ 〃 ）…1369
- 建設業者の許可の取消し……………（東予地方局管理課）…1369
- 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧……………（中予地方局農村整備第一課）…1370
- 開発行為に関する工事の完了……………（中予地方局建築指導課）…1370
- 建設業者の許可の取消し……………（南予地方局管理課）…1370
- 道路の区域変更（県道無月宇和島線）……………（ 〃 ）…1371
- 道路の供用開始（ 〃 ）……………（ 〃 ）…1371

人事委員会規則

- 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………（人事委員会事務局）…1371

告 示

○愛媛県告示第1447号

表示を要する普通肥料及び表示事項（昭和59年4月愛媛県告示第446号）は、廃止する。

令和3年12月24日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1448号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年12月24日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

宇和島市三間町音地1958から1960まで、1967から1970まで、1994から2001まで、2112から2117まで、2124、2125

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

三間町音地1958・1959・1967（以上3筆について、次の図

に示す部分に限る。）、2124、2125

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1449号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年12月24日

愛媛県知事 中村時広

1 解除に係る保安林の所在場所

今治市柏方町木浦字沢津乙1077の3、乙1077の4、乙1078の3、乙1079の3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○愛媛県告示第1450号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和3年12月24日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-29)第18082号	平成30年3月15日	(株)新工業	西村 明	今治市高部甲345-1	令和3年11月5日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止(一部)
(般-2)第17666号	令和3年2月15日	クリエイト黒光	黒光 俊秀	西条市新町273-4	令和3年11月11日	建築工事業	建設業の廃止
(特-28)第7741号	平成28年11月14日	森建設(株)	森 智子	今治市玉川町龍岡上甲363	令和3年11月12日	土工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1451号

松山市泊土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和3年12月24日

愛媛県中予地方局長 高橋 敏彦

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 松山市泊土地改良区土地改良事業(維持管理)変更計画書の写し
- (2) 松山市泊土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

令和3年12月27日から令和4年1月28日まで

3 縦覧場所

松山市役所本庁

○愛媛県告示第1452号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年12月24日

愛媛県中予地方局長 高橋 敏彦

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
3中局建(開)第30号 令和3年12月15日	伊予市宮下字川北1200番1	伊予市米湊1470番地1 窪 田 誠 一 (くぼた不動産(伊予市下吾川1598番地4)代表者)

○愛媛県告示第1453号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和3年12月24日

愛媛県知事 中村 時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-30)第9771号	平成30年11月15日	(株)大和興業	佐藤 文一	西宇和郡伊方町湊浦875	令和3年11月2日	土工事業 建築工事業 とび・土工事業 鋼構造物工事業 解体工事業	建設業の廃止(一部)
(般-3)第16023号	令和3年9月29日	辰工務店	浅井 辰夫	八幡浜市五反田1-500-1	令和3年11月2日	大工工事業	建設業の廃止(一部)
(般-1)第18316号	令和元年7月23日	大翔技建	中本 鉄朗	宇和島市津島町横浦356-2	令和3年11月4日	土工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業 解体工事業	建設業の廃止
(般-3)第12307号	令和3年7月26日	(有)南予冷熱	高橋 伸吉	南宇和郡愛南町城辺乙1225-2	令和3年11月15日	電気工事業	建設業の廃止(一部)
(般-28)第14862号	平成28年11月16日	宇都宮工務店	宇都宮 隆	大洲市豊茂甲117	令和3年11月15日	建築工事業	建設業の廃止

(般-2)第8919号	令和2年 10月26日	愛南開発(株)	廣瀬 康正	宇和島市津島町下畑地字板ノ川 甲65-2	令和3年 11月22日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-29)第10515号	平成29年 5月13日	(有)菊地電気工事所	菊地 仁	大洲市中村1023	令和3年 11月30日	電気工事業 消防施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷地の幅員	延 長	備 考
県 道	無月宇和島線	宇和島市三浦東676-1地先から 同市三浦東675-12地先まで	旧	メートル 10.9~16.3	キロメートル 0.115	
			新	11.0~17.5	0.115	

○愛媛県告示第1455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供用開始の区間	供用開始の日
県 道	無月宇和島線	宇和島市三浦東676-1地先から 同市三浦東675-12地先まで	令和3年12月24日

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則12-75

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月24日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12-1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(休暇の許可の事由及び期間) 第1条の3 条例第3条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。		(休暇の許可の事由及び期間) 第1条の3 条例第3条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。	
事 由	期 間	事 由	期 間
(1)~(13) 省略		(1)~(13) 省略	
(14) 職員が不妊治療等に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において10日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間		

(15) 省略	
(16) 省略	
(17) 省略	
(18) 省略	
(19) 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 <u>20</u> の項において同じ。）が出産する場合	省略
(20) 職員の配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき（ <u>19</u> の項に定める場合を除く。）	省略
(21) 省略	
(22) 省略	
(23) 省略	
(24) 省略	
(25) 省略	
(26) 省略	

(14) 省略	
(15) 省略	
(16) 省略	
(17) 省略	
(18) 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 <u>19</u> の項において同じ。）が出産する場合	省略
(19) 職員の配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき（ <u>18</u> の項に定める場合を除く。）	省略
(20) 省略	
(21) 省略	
(22) 省略	
(23) 省略	
(24) 省略	
(25) 省略	

2・3 省略

4 再任用短時間勤務職員（条例第5条第1項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に対する第1項の表12の項及び23の項並びに第2項の表の規定の適用については、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 第1項の表23の項期間の欄中「3日」とあるのは、「3日に再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（不斉一型短時間勤務職員にあつては、23時間15分に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数）（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が3日を超えるときは、3日とする。）」とする。

(3) 省略

（条例第3条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合及び単位）

第1条の4 条例第3条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 前条第1項の表15の項及び17の項に規定する有給休暇を与える場合

(2) 次に掲げる休暇の残日数の全て を与える場合において、当該残日数に1時間未満の端数がある場合

ア・イ 省略

ウ 前条第1項の表14の項、19の項、20の項、22の項及び23の項に規定する有給休暇

(3) 第12条第2項に規定する4時間の勤務時間の割振り変更を行ったことにより、4時間の勤務時間について割り振ることをやめた勤務日の勤務時間の全て について年次休暇及び前条第1

2・3 省略

4 再任用短時間勤務職員（条例第5条第1項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に対する第1項の表12の項及び22の項並びに第2項の表の規定の適用については、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 第1項の表22の項期間の欄中「3日」とあるのは、「3日に再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（不斉一型短時間勤務職員にあつては、23時間15分に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数）（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が3日を超えるときは、3日とする。）」とする。

(3) 省略

（条例第3条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合及び単位）

第1条の4 条例第3条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 前条第1項の表14の項及び16の項に規定する有給休暇を与える場合

(2) 次に掲げる休暇の残日数のすべてを を与える場合において、当該残日数に1時間未満の端数がある場合

ア・イ 省略

ウ 前条第1項の表18の項、19の項、21の項及び22の項 に規定する有給休暇

(3) 第12条第2項に規定する4時間の勤務時間の割振り変更を行ったことにより、4時間の勤務時間について割り振ることをやめた勤務日の勤務時間のすべてについて年次休暇及び前条第1

項の表23の項に規定する有給休暇を与える場合において、これらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。

- (4) 1回の勤務に6時間を超える勤務時間を割り振つた場合であつて、休憩時間（当該勤務に複数の休憩時間を置いた場合にあつては、そのうち最も長い休憩時間（当該休憩時間が複数ある場合にあつては、そのうちから任命権者又はその委任を受けた者（以下「所属長」という。）が指定した休憩時間）の前後いずれか一方の勤務時間の全て）について年次休暇及び前条第1項の表23の項に規定する有給休暇を与える場合において、これらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。

(5) 省略

2 省略

(休暇の算定)

第4条の4 年の中途において勤務形態の変更があつた場合における職員の第1条の3第1項の表12の項及び23の項に規定する有給休暇の日数、同条第2項の表に規定する無給休暇の日数並びに年次休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会が定める。

(子の看護休暇)

第4条の5 条例第8条の2の人事委員会規則で定める子は、義務教育を終了する までの子とし、同条の人事委員会規則で定める当該子の世話は、当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。

2 省略

(休暇の許可手続)

第6条 職員は、休暇（条例第5条から第9条までに規定する有給休暇及び第1条の3第1項の表22の項に規定する有給休暇を除く。）を得ようとするときは、あらかじめ、その事由及び期間を記載した書面を所属長に提出し、その許可を得なければならない。

2 省略

3 子の看護休暇及び第1条の3第1項の表22の項に規定する有給休暇の認定の手続並びに条例第9条に規定する忌引及び父母の祭日休暇の承認の手続については、前2項の規定を準用する。

項の表22の項に規定する有給休暇を与える場合において、これらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。

- (4) 1回の勤務に6時間を超える勤務時間を割り振つた場合であつて、休憩時間（当該勤務に複数の休憩時間を置いた場合にあつては、そのうち最も長い休憩時間（当該休憩時間が複数ある場合にあつては、そのうちから任命権者又はその委任を受けた者（以下「所属長」という。）が指定した休憩時間）の前後いずれか一方の勤務時間のすべて）について年次休暇及び前条第1項の表22の項に規定する有給休暇を与える場合において、これらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。

(5) 省略

2 省略

(休暇の算定)

第4条の4 年の中途において勤務形態の変更があつた場合における職員の第1条の3第1項の表12の項及び22の項に規定する有給休暇の日数、同条第2項の表に規定する無給休暇の日数並びに年次休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会が定める。

(子の看護休暇)

第4条の5 条例第8条の2の人事委員会規則で定める子は、中学校就学の始期に達する までの子とし、同条の人事委員会規則で定める当該子の世話は、当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。

2 省略

(休暇の許可手続)

第6条 職員は、休暇（条例第5条から第9条までに規定する有給休暇及び第1条の3第1項の表21の項に規定する有給休暇を除く。）を得ようとするときは、あらかじめ、その事由及び期間を記載した書面を所属長に提出し、その許可を得なければならない。

2 省略

3 子の看護休暇及び第1条の3第1項の表21の項に規定する有給休暇の認定の手続並びに条例第9条に規定する忌引及び父母の祭日休暇の承認の手続については、前2項の規定を準用する。

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正)

第2条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12-4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(休暇の許可の事由及び期間)		(休暇の許可の事由及び期間)	
第2条の3 条例第4条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。		第2条の3 条例第4条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。	
事由	期間	事由	期間
(1)~(12) 省略		(1)~(12) 省略	
<u>(13) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u>	<u>一の年において10日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</u>		
(14) 省略		(13) 省略	

(15) 省略	
(16) 省略	
(17) 省略	
(18) 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 <u>(19)の項</u> において同じ。）が出産する場合	省略
(19) 職員の配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき（ <u>(18)の項</u> に定める場合を除く。）	省略
(20) 省略	
(21) 省略	
(22) 省略	
(23) 省略	
(24) 省略	

(14) 省略	
(15) 省略	
(16) 省略	
(17) 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 <u>(18)の項</u> において同じ。）が出産する場合	省略
(18) 職員の配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき（ <u>(17)の項</u> に定める場合を除く。）	省略
(19) 省略	
(20) 省略	
(21) 省略	
(22) 省略	
(23) 省略	

2・3 省略

4 再任用短時間勤務教育職員（条例第6条第1項に規定する再任用短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務教育職員（同項に規定する任期付短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。）に対する第1項の表(11)の項及び(22)の項並びに第2項の表の規定の適用については、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 第1項の表(22)の項期間の欄中「3日」とあるのは、「3日に再任用短時間勤務教育職員又は任期付短時間勤務教育職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（不斉一型短時間勤務教育職員にあつては、23時間15分に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数）（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が3日を超えるときは、3日とする。）」とする。

(3) 省略

（条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合及び単位）

第2条の4 条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 前条第1項の表(14)の項及び(16)の項に規定する有給休暇を与える場合

(2) 次に掲げる休暇の残日数の全てを与える場合において、当該残日数に1時間未満の端数がある場合

ア・イ 省略

ウ 前条第1項の表(13)の項、(18)の項、(19)の項、(21)の項及び(22)の項に規定する有給休暇

(3) 第12条第2項に規定する4時間の勤務時間の割振り変更を行ったことにより、4時間の勤務時間について割り振ることをやめた勤務日の勤務時間の全てについて年次休暇及び前条第1項の表(22)の項に規定する有給休暇を与える場合において、これらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。

2・3 省略

4 再任用短時間勤務教育職員（条例第6条第1項に規定する再任用短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務教育職員（同項に規定する任期付短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。）に対する第1項の表(11)の項及び(21)の項並びに第2項の表の規定の適用については、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 第1項の表(21)の項期間の欄中「3日」とあるのは、「3日に再任用短時間勤務教育職員又は任期付短時間勤務教育職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（不斉一型短時間勤務教育職員にあつては、23時間15分に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数）（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が3日を超えるときは、3日とする。）」とする。

(3) 省略

（条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合及び単位）

第2条の4 条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 前条第1項の表(13)の項及び(15)の項に規定する有給休暇を与える場合

(2) 次に掲げる休暇の残日数のすべてを与える場合において、当該残日数に1時間未満の端数がある場合

ア・イ 省略

ウ 前条第1項の表(17)の項、(18)の項、(20)の項及び(21)の項に規定する有給休暇

(3) 第12条第2項に規定する4時間の勤務時間の割振り変更を行ったことにより、4時間の勤務時間について割り振ることをやめた勤務日の勤務時間のすべてについて年次休暇及び前条第1項の表(21)の項に規定する有給休暇を与える場合において、これらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。

(4) 1回の勤務に6時間を超える勤務時間を割り振つた場合であつて、休憩時間（当該勤務に複数の休憩時間を置いた場合にあつては、そのうち最も長い休憩時間（当該休憩時間が複数ある場合にあつては、そのうちから任命権者又はその委任を受けた者（以下「所属長」という。）が指定した休憩時間）の前後いずれか一方の勤務時間（教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号。以下「特別措置条例」という。）第8条第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間を含む場合にあつては、当該時間を除いた勤務時間）の全てについて年次休暇及び前条第1項の表22の項に規定する有給休暇を与える場合において、これらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。

(5) 特別措置条例第8条第1項の規定により勤務を要しない時間を指定された勤務日に当該時間を除いた勤務時間の全てについて年次休暇及び前条第1項の表22の項に規定する有給休暇を与える場合において、これらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。

(6) 省略

2 省略

（休暇の計算）

第4条の2 年（暦年をいう。_____）の中途において勤務形態の変更があつた場合における職員の第2条の3第1項の表11の項及び22の項に規定する有給休暇の日数並びに同条第2項の表に規定する無給休暇の日数等は、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会が定める。

2 省略

（子の看護休暇）

第4条の3 条例第9条の2の人事委員会規則で定める子は、義務教育を終了する_____までの子とし、同条の人事委員会規則で定める当該子の世話は、当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。

2・3 省略

（休暇の許可手続）

第6条 職員は、休暇（条例第6条から第10条までに規定する有給休暇及び第2条の3第1項の表20の項に規定する有給休暇を除く。）を得ようとするときは、あらかじめ、その事由及び期間を記載した書面を所属長に提出し、その許可を得なければならない。

2 省略

3 子の看護休暇及び第2条の3第1項の表20の項に規定する有給休暇の認定の手続並びに条例第10条に規定する忌引及び父母の祭日休暇の承認の手続については、前2項の規定を準用する。

(4) 1回の勤務に6時間を超える勤務時間を割り振つた場合であつて、休憩時間（当該勤務に複数の休憩時間を置いた場合にあつては、そのうち最も長い休憩時間（当該休憩時間が複数ある場合にあつては、そのうちから任命権者又はその委任を受けた者（以下「所属長」という。）が指定した休憩時間）の前後いずれか一方の勤務時間（教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号。以下「特別措置条例」という。）第8条第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間を含む場合にあつては、当該時間を除いた勤務時間）の全てについて年次休暇及び前条第1項の表21の項に規定する有給休暇を与える場合において、これらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。

(5) 特別措置条例第8条第1項の規定により勤務を要しない時間を指定された勤務日に当該時間を除いた勤務時間の全てについて年次休暇及び前条第1項の表21の項に規定する有給休暇を与える場合において、これらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。

(6) 省略

2 省略

（休暇の計算）

第4条の2 年（暦年をいう。第6条第3項において同じ。）の中途において勤務形態の変更があつた場合における職員の第2条の3第1項の表11の項及び21の項に規定する有給休暇の日数並びに同条第2項の表に規定する無給休暇の日数等は、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会が定める。

2 省略

（子の看護休暇）

第4条の3 条例第9条の2の人事委員会規則で定める子は、中学校就学の始期に達するまでの子とし、同条の人事委員会規則で定める当該子の世話は、当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。

2・3 省略

（休暇の許可手続）

第6条 職員は、休暇（条例第6条から第10条までに規定する有給休暇及び第2条の3第1項の表20の項に規定する有給休暇を除く。）を得ようとするときは、あらかじめ、その事由及び期間を記載した書面を所属長に提出し、その許可を得なければならない。

2 省略

3 子の看護休暇及び第2条の3第1項の表20の項に規定する有給休暇の認定の手続並びに条例第10条に規定する忌引及び父母の祭日休暇の承認の手続については、前2項の規定を準用する。

附 則

- この規則は、令和4年1月1日から施行する。
- 教育職員の勤務時間の割振り等に関する特別措置規則（愛媛県人事委員会規則12-73）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（4週間 <u> </u> の正規の勤務時間の割振りを行う教育職員に関する教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の規定の読替え）	（4週間 <u>以内</u> の正規の勤務時間の割振りを行う教育職員に関する教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の規定の読替え）
第2条 条例第6条第1項及び第2項の規定により勤務時間を割り振られ、及び週休日が定められた教育職員に関する教育職員の休	第2条 条例第6条第1項及び第2項の規定により勤務時間を割り振られ、及び週休日が定められた教育職員に関する教育職員の休

日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12-4。以下「勤務時間等規則」という。）第2条の3第1項の表(15)の項の規定の適用については、同項中「条例第11条に規定する」とあるのは、「教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）第6条第1項の規定による」とする。

（1箇月を超え1年以内の週休日及び正規の勤務時間の割振りを行う教育職員に関する勤務時間等規則

の規定の読替え）

第5条 条例第7条第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りが定められた勤務時間等規則第2条の3第1項の表(15)の項の規定の適用については、同項中「条例第11条に規定する」とあるのは、「教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）第7条第1項の規定による」とする。

日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12-4。以下「勤務時間等規則」という。）第2条の3第1項の表(14)の項の規定の適用については、同項中「条例第11条に規定する」とあるのは、「教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）第6条第1項の規定による」とする。

（1箇月を超え1年以内の週休日及び正規の勤務時間の割振りを行う教育職員に関する教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の規定の読替え）

第5条 条例第7条第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りが定められた勤務時間等規則第2条の3第1項の表(14)の項の規定の適用については、同項中「条例第11条に規定する」とあるのは、「教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）第7条第1項の規定による」とする。